

2026年1月7日

社会福祉法人 瑞祥会

社会福祉法人 ルボア

理事長 横村 恵子 殿

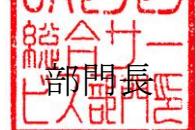
UAゼンセン



永島 智子



UAゼンセン総合サービス部門



坂田 浩太



UAゼンセン香川県支部



林 大介



UAゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン

委員長 船川 健吾

## 2026年度労働条件に関する要求書

私たちは、UAゼンセンならびに総合サービス部門および当組合の決定に基づき、標記の件について別紙の通り要求します。

なお、この件についての第1回団体交渉を1月22日までに行うよう申し入れます。

## I. 2026年度 賃金改定に関する要求内容

### 1. 賃上げ額

#### (1) 正社員組合員

##### 1) 所定内賃金引上げ

全組合員の所定内賃金を1人当たり18,000円引き上げること。

##### 2) 手当の改正

###### ① 通勤手当

1kmから支給すること。

###### ② 夜勤手当

500円増額すること

###### ③ 皆勤手当の新設

一ヶ月ごとに5,000円支給すること。

#### (2) パートタイム組合員

##### 1) 1人当たり時給を85円引き上げること。

##### 2) 手当の改正

###### ① 通勤手当

1kmから支給すること。

###### ② 夜勤手当

500円増額すること

###### ③ 皆勤手当の新設

一ヶ月ごとに5,000円支給すること。

### 2. 賃金制度

#### (1) 正社員組合員

60歳での賃金見直しを廃止し、定年まで昇給させること。

#### (2) パートタイム組合員

昇給制度を新設し、時間給基準表の上限金額を撤廃すること。

## II. 2026年 期末一時金に関する要求内容

### 1. 正社員組合員

#### (1) 要求月数

年間5ヶ月とすること。

#### (2) 算定基礎賃金

算定基礎賃金項目は以下のとおりとすること。

・基本給 　・役職手当 　・資格手当 　・扶養手当

### 2. パートタイム組合員

#### (1) 全てのパートタイム組合員に対し、同一労働同一賃金に基づいた支給額の一時金制度を導入すること。

#### (2) 要求額

1) 現在一時金が支給されているパートタイム組合員については、正規職員と同視すべき働き方をしているため、正規職員と同様の基準で支給すること。

2) 現在一時金が支給されていないパート組合員に対する支給額を年間2.0ヶ月とすること。

## III. 労働時間の短縮・改善に関する要求

### 1. 正社員組合員の年間休日数ならびに年間労働時間数を110日から115日、2040時間から2000時間とすること。

### 2. 積立年次有給休暇取得要件に「子の学校等の行事参加」「24歳まで」(大学院卒業まで)を加えること。

## IV. あらゆる就業形態における公正処遇の実現に関する要求

### 1. 住居手当について、正規・非正規を問わず、本人が賃貸契約を結んでいる組合員には支給すること。また、瑞祥会給与規程第14条(3)およびルボア給与規程第16条(4)「申請者が単身者である場合、勤務する事業所より20km以内における親の住居状況」については、時代背景も照らし合わせ、これを削除すること。

## V. その他

### 1. 始末書を提出した職員の減給や昇給停止についてのルールを労使で協議し、規定化すること。

## VI. 実施月度

実施開始は2026年4月度とすること。

## VII. 解決目標日

2026年3月31日までに解決すること。

以上